

四国総合通信局の「規正用無線局」と日本アマチュア無線連盟の「ガイダンス局」の連携運用を実施

平成30年2月16日(金曜日)、四国総合通信局は、一般財団法人日本アマチュア無線連盟(JARL)四国地方本部とともに、愛媛県松山市朝日ヶ丘1丁目の松山市総合公園第2駐車場において、「規正用無線局とガイダンス局の連携運用」を実施しました。

これは、ルールに違反して運用しているアマチュア無線局に対し、JARLと国が協力して同一周波数で直接メッセージを送信し、運用の改善を呼びかけるものです。

無線局の運用にはルールがあります。この連携運用では、アマチュア無線局用に割り当てられた周波数の使用区別を守らない、呼出符号(コールサイン)を送出しないなどの違反に対して、四国総合通信局とJARL四国地方本部が連携して、電波で注意喚起のメッセージを送信しました。

「規正用無線局」とは国が開設する無線局で、違反運用を即時にやめるように直接行政によるメッセージを送出し指導するものです。「ガイダンス局」はアマチュア無線愛好家で組織するJARLが開設する無線局で、アマチュア無線家同士の自浄作用としての適正な運用を確保するためメッセージを送出し広報を行うものです。

ルールに違反して運用されている無線局を発見した場合、その無線局の使用する周波数を使って、JARL四国地方本部の「ガイダンス局」から周波数の使用区分を守らない、コールサインを送出しないなどの違反類型に応じて予め録音された「広報メッセージ」を送出、電波法に基づいた適正な運用を呼掛けます。違反状況が改善されない場合には、四国総合通信局の「規正用無線局」から同様に「指導メッセージ」を送出します。(次頁参照)

当日は、午後1時30分から午後3時30分までの間に、144MHz帯及び430MHz帯で合わせて15回の通信を確認しました。そのうち、ガイダンス局では3回のアナウンスを行い、いずれもガイダンス局の注意喚起により呼出符号を送出せずに運用していた無線局が呼出符号を送出して運用されるようになりました。

四国管内では、約19,600局のアマチュア無線局があります(平成30年1月末現在)。アマチュア無線局の違反運用に関連して、今年度は33件の申告が寄せられています。今年度は、違反運用に対し、約140件の文書指導を行っているほか、規正用無線局から約280回の指導のメッセージを送出しています(同上)。

今後も四国総合通信局は、JARL四国地方本部の理解を得ながら、規正用無線局とガイダンス局の連携運用の実施やJARLの主催するイベントでの周知啓発活動等、正しい電波利用の普及に努めます。



連携運用の様子



規正用無線局



JARLガイダンス局からのアナウンスの送出



左:ガイダンス局のアンテナ
右:規正局のアンテナ

規正用無線局とガイダンス局の連携運用の流れ

呼出符号(コールサイン)を送出しないアマチュア無線局を発見！

JARLガイダンス局から広報

「こちらは、アマチュアガイダンス〇〇(数字)です。コールサインの送出手無線局運用規則第30条の規定により義務付けられています。コールサインは省略せず、分かりやすく正確に送ってください。」

改善

改善されない場合

当局の規正用無線局から指導

「こちらは、電監規正松山可搬〇〇(数字) 総務省四国総合通信局です。アマチュア無線は呼出名称を使用して正しく運用しましょう。

なお、無線局の免許を受けずに運用すると、電波法により1年以下の懲役又は100万円以下の罰金を課せられることがあります。」

改善

改善されない場合

当局において、電波発射源を探查して、違反行為者を特定

法令に基づき、捜査機関への告発、行政処分等を実施

※上記の例は、呼出符号(コールサイン)を送出しないアマチュア無線局への対応の例です。

この他、アマチュア無線局用の周波数の使用区別に従わない通信、アマチュア無線以外の業務用の通信の場合にもメッセージを送出します。